平成２２年（フ）第４２３号
茨城県古河市西牛谷731番地
債務者　井口　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２４号
茨城県桜川市真壁町下谷貝465番地
債務者　市村　　香
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４８９号
千葉県市川市南大野３丁目８番５―203、住民票上の住所千葉県白井市けやき台１丁目２番１棟304号
債務者　舛谷　有香
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８５号
千葉市美浜区高洲２丁目３番３棟202号
債務者　野々宮　亮
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１３号
千葉県市原市五井2210番地２　レスポワール21―301
債務者　三ツ股富江
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９１号
千葉県船橋市高根台６丁目34番６号　サン・クレイドール202号
債務者　木村　　努
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１９号
千葉県市原市青葉台７丁目16番地15
債務者　渡邉志づ子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２９号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅１棟629号
債務者　牧野佐代子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４３号
千葉市中央区浜野町915番地　石郷岡病院内
債務者　石川源太郎
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８４号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目202番地19、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目339番地
債務者　佐藤　生長
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６１２号
金沢市矢木１丁目91番地１　アローウッド203号室、従前の住所金沢市新保本２丁目557番地
債務者　山田　勝巳
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目202番地10
債務者　中井ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４１号
石川県白山市富光寺町176番地
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５２号
金沢市光が丘３丁目４番地　市営住宅82棟104号、従前の住所金沢市弥生１丁目31番36号
債務者　久保田淑子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６６３号
石川県白山市相木町839番地４　スタッフ１―304号、従前の住所金沢市畝田東２丁目49番地
債務者　荻野あおい
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲10130番地
債務者　髙田　　洋
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０５号
長野県飯田市座光寺4651番地
債務者　塚田美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所飯田支部